



鳥取県公報

平成 21 年 7 月 3 日 (金)
号外第 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (7) (警務課) 2
- ◇ 人委規則 会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (27) (給与課) 3

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(総務課) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u> 2～4 略	(総務課) 第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>被疑者取調べの監督に関すること。</u> 2～4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第27号

会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第2条、第3条関係)				別表第1(第2条、第3条関係)			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	部長(農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。) 防災監(人事委 員会が承認した ものに限る。) 文化観光局の局 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 行政監察監(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。) <u>会計管理者(人 事委員会が承認 したものに限 る。)</u> 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	部長(農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。) 防災監(人事委 員会が承認した ものに限る。) 文化観光局の局 長(人事委員会 が承認したもの に限る。) 行政監察監(人 事委員会が承認 したものに限 る。) 衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)	1種
		防災監	2種			理事監 防災監	2種

		<p>次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）</p> <p>局長</p> <p>総室長（政策企画総室、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）</p> <p>県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p>			<p>次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）</p> <p>局長</p> <p>総室長（政策企画総室、子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）</p> <p>県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長</p> <p>農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p>
--	--	--	--	--	--

	農林総合研究所 畜産試験場の場 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監 建設事業評価室 の室長（人事委 員会が承認した ものに限る。） 会計管理者 参事監 医療政策監 略		農林総合研究所 畜産試験場の場 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監 建設事業評価室 の室長（人事委 員会が承認した ものに限る。） 参事監 医療政策監 略
略		略	
略		略	

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 審査出納課の副主幹	会計局	局長 課長 課長補佐 審査出納 課の副主幹
略		庶務集中局	局長 課長 室長 課長補佐
略		略	
備考 略		備考 略	

第3条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後										改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)										別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)										
組織	職務の級									組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
知本略										知本略										
事庁	本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)									事庁	本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)									
の	主事	主事	係長	課長補	課長補	課長	副局長	次長	部長	の	主事	主事	係長	課長補	課長補	課長	副局長	次長	部長	
事	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災監	事	秘書	秘書	秘書	佐	佐	室長	所長	防災監	防災監	
務	機械技	機械技	主計員	室長補	室長補	所長	校長	局長	行政監	務	機械技	機械技	主計員	室長補	室長補	所長	校長	局長	行政監	
部	師	師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監	部	師	師	企画員	佐	佐	企画調	院長	総室長	察監	
局	電気技	電気技	秘書	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	会計監	局	電気技	電気技	広報企	秘書	秘書	整幹	参事監	行政監	会計監	
	師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		監察	理者		師	師	画員	総括主	総括主	民工芸		監察	理者	
	薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官		会計監			薬剤師	薬剤師	副主幹	計員	計員	振興官		会計監		
	衛生技	衛生技	教務主	主計員	主計員	チーム		理者			衛生技	衛生技	教務主	主計員	主計員	チーム		理者		
	師	師	任	税務主	税務主	長		理事監			師	師	任	税務主	税務主	長		理事監		
	理学療	理学療	監察員	幹	幹	校長					理学療	理学療	監察員	幹	幹	校長				
	法士	法士	理学療	主任監	主任監	院長					法士	法士	理学療	主任監	主任監	院長				
	保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事					保健師	保健師	法主任	察員	察員	参事				
	看護師	看護師	栄養主	教授	教授	主任教					看護師	看護師	栄養主	教授	教授	主任教				
	栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授					栄養士	栄養士	任	教務主	教務主	授				
	歯科衛	歯科衛	衛生主	幹	幹	総括検					歯科衛	歯科衛	衛生主	幹	幹	総括検				
	生士	生士	衛生主	企画員	企画員	査専門					生士	生士	衛生主	企画員	企画員	査専門				
	商工技	商工技	農業専	広報企	広報企	員					商工技	商工技	農業専	広報企	広報企	員				
	師	師	門技術	画員	画員	検査専					師	師	門技術	画員	画員	検査専				
	農林技	農林技	員	専技主	専技主	門員					農林技	農林技	員	専技主	専技主	門員				
	師	師	林業専	幹	幹						師	師	林業専	幹	幹					
	造園技	造園技	門技術	用地主	用地主						造園技	造園技	門技術	用地主	用地主					
	師	師	員	幹	幹						師	師	員	幹	幹					
	水産技	水産技	助教授	検査主	検査主						水産技	水産技	助教授	検査主	検査主					
	師	師	講師	幹	幹						師	師	講師	幹	幹					
	土木技	土木技		筆頭主	筆頭主						土木技	土木技		筆頭主	筆頭主					
	師	師		幹	幹						師	師		幹	幹					
	建築技	建築技		主幹	主幹						建築技	建築技		主幹	主幹					
	師	師									師	師								
	講師	講師									講師	講師								
略										略										
備考 略										備考 略										

附 則

この規則は、平成21年7月11日から施行する。